



福祉乗車証の交付対象者の拡充について

京都市では、児童福祉施設等の入所児童等の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進するため、市バス・地下鉄等の利用に係る本人及びその介護人が負担する経費を補助するものとして、昭和50年度から福祉乗車証交付事業を実施しております。

これまで、子ども若者はぐくみ局では、旅客事業者に対する国の通達を踏まえ、乳児院や児童養護施設、障害児入所施設等、児童福祉施設の入所及び利用児童等を対象として交付していましたが、「京都市社会的養育推進計画」に基づき里親委託をより一層推進する方針であること等を踏まえ、令和5年度から、里親や小規模住居型児童養育事業（以下「里親等」という。）への委託児童を新たに交付対象とすることとし、必要な予算及び関係条例の改正について、2月市会に提案します。

里親等委託児童への交付対象者の拡充について

(1) 影響人数（見込み）

里親等委託児童 約75人

(2) 充実分予算額（予定）

1,400千円

(参考1) 福祉乗車証について

(1) 制度概要

児童福祉施設等の入所等児童の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進するため、市バス・地下鉄の利用に係る本人及びその介護人が負担する経費を補助するもの

(2) 現在の交付対象（児童福祉施設等 抜粋）

乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童発達支援センター、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う施設、一時保護施設、特別支援学校又は特別支援学級の入所等児童

(参考2) 里親及び小規模住居型児童養育事業について

里 親	4人までの定員で、児童を里親自らの家に迎え入れ養育する制度
小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム)	養育者（里親経験者等）の住居に5～6人の児童を迎え入れ、基本的な生活習慣の確立や豊かな人間性及び社会性の養成のため、家庭的な環境における養育を行う事業

(参考3) 京都市社会的養育推進計画について

里親等への委託推進等、児童福祉法による「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現するためのものとして、本市の子ども・若者に係る総合的な計画である「京都市はぐくみプラン」に包含する形で、令和2年3月に策定。